（証券コード7217）
平成29年６月５日

株 主 各 位

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番４
株式会社　テ　イ　ン
代表取締役社長　市　野　　諮

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月20日（火曜日）営業時間終了の時（午後６時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月21日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　神奈川県横浜市中区寿町１丁目４番地
　神奈川県立かながわ労働プラザ　４階　第３会議室
3. **会議の目的事項**
　報告事項
　・第34期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tein.co.jp/ir.html）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、所得環境や雇用情勢の改善などにより景気は緩やかな回復基調を持続しておりますが、中国を始めとする新興国経済は力強さに欠け、また英国のＥＵ離脱問題や米国の新政権における政策運営が不透明なことなどが国内の景気に与える影響などから、経済環境は不安定に推移いたしました。

カーアフターマーケットにおきましては、このような景気動向を背景に消費傾向は底堅く推移したものの低価格志向は依然として強く、また自動車業界全体としては軽自動車税引き上げによる販売の低迷が長期化するなど盛り上がりを欠いており、引き続き予断を許さない経営環境が続いております。

このような情勢のもと、当社ならびに当社の子会社におきましては、主力製品の「FLEX A」および「FLEX Z」に加え、新たに中国生産拠点における新製品「STREET ADVANCE Z」と「STREET BASIS Z」について中国を皮切りに他の子会社でも順次販売を開始し、グループ一丸となってこれらの一層の販売活動の強化に努めてまいりました。合わせて国内海外の各地域の特性に配慮した各種多様な販売キャンペーンや、現地販売会社との緊密な連携を継続的におこなうとともに、国内最大のアフターマーケット用品のイベントへの出展による販売促進や宣伝用動画コンテンツの充実に力を注ぐ一方、販売価格の適正化にも取り組んでまいりました。

しかしながら、海外では地域毎に異なる経済情勢を背景に新興国の一部での販売が低調に推移し、また為替の影響も受けました。

研究開発活動の面につきましては、シールド構造プラットフォームを採用し、圧倒的な低価格を実現した「STREET ADVANCE Z」と「STREET BASIS Z」の

開発とラインアップの拡充により、販売強化の後方支援に力を注ぐ一方、純正形状ショックアブソーバーでありながら耐久性を飛躍的に向上させるとともに、上級品に搭載される機構も盛り込んだ新製品「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」の開発を鋭意進めてまいりました。この新製品は新たな市場を開拓する戦略的製品でもありますが、引き続き競争力の一層の強化を目指したラインアップの充実に努めて次期以降に順次販売開始することを予定しております。

また次世代製品に向けた開発を並行して進めるとともに、オンリーワン製品としてユーザーの要望に沿ってフルオーダーメイドで製作する「SPECIALIZED DAMPER」の顧客満足度の改善に向けた取り組みにも注力しました。

これらの結果、不本意ながら売上高は3,587百万円（前期比117百万円、3.2%減）となりました。

また、損益につきましては、経常利益257百万円（前期比19百万円、8.4%増）、当期純利益177百万円（前期比７百万円、4.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は112百万円であり、その主なものは「機械及び装置」であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、すべて金融機関からの借入により調達しました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社と当社グループを取り巻く経営環境につきましては、国内での消費税率の再引上げに向けた動向、また英国のＥＵ離脱問題や米国の新政権における政策運営、中国やその他の新興国の経済成長の行方、さらには近隣諸国における情勢不安などに反応した為替の急激な変動など、内外における景況の先行き不透明感の高まりなどから、依然として予断を許さない状況が続くものと考えられます。

当社といたしましては、「STREET ADVANCE Z」と「STREET BASIS Z」の販売活動に傾注し、各種ショックアブソーバー製品群の充実を図るとともに、戦略的新製品の「EnduraPro」「EnduraPro PLUS」を足掛かりとした国内外を対象とする広範囲な営業活動を強化してまいります。また引き続き世界各国の様々なユーザーニーズに対応する製品の企画開発にも注力し、需要喚起に向けた新たな付加価値の提案と技術開発体制の拡充、中国工場の本格的な稼動に伴うフレキシブルな生産体制の一層の強化と全社的なコストダウン、また品質向上などを推し進めることで、新たな成長を目指すとともに収益改善を図ってまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援にあらためて感謝を申し上げるとともに、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第31期 (自25.4.1 至26.3.31)	第32期 (自26.4.1 至27.3.31)	第33期 (自27.4.1 至28.3.31)	第34期 (自28.4.1 至29.3.31)
売　上　高（百万円）	3,042	3,111	3,704	3,587
経 常 利 益（百万円）	267	228	237	257
当期純利益（百万円）	197	152	184	177
1株当たり当期純利益（円）	37.98	29.40	35.61	34.10
総　資　産（百万円）	4,920	5,056	5,106	5,364
純　資　産（百万円）	2,575	2,665	2,772	2,887

（注）　1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
TEIN U.S.A., INC.	千USドル 900	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に米国における販売
TEIN UK LIMITED	千ポンド 300	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に欧州における販売
天御香港有限公司	千HKドル 3,400	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御遠東国際貿易（北京）有限公司	千人民元 5,000	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御減振器制造（江蘇）有限公司	千人民元 55,097	% 100.0	当社の製品用資材調達の調査・調整、ならびに自動車用サスペンションの製造、販売

（注）　当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

① 自動車部品および用品の製造、仕入、販売ならびに輸出入

② モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタル

③ 自動車レースおよびラリーの出場受託

(8) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

本 社 工 場　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番４

営　業　所　横浜営業所（神奈川県横浜市）、大阪営業所（兵庫県伊丹市）、仙台営業所（宮城県仙台市）

(9) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157名	２名増	38.6歳	9.0年

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均93名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,266百万円
株式会社みずほ銀行	232百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,609,000株

(2) 発行済株式の総数 5,193,662株
（自己株式1,458,588株を除く。）

(3) 株　主　数 1,136名

(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社イチノホールディングス	1,832,000株	35.2%
市野　諮	992,200株	19.1%
藤本吉郎	554,500株	10.6%
大西康弘	169,500株	3.2%
日本生命保険相互会社	166,400株	3.2%
市野ルリ子	135,000株	2.5%
小島宣保	129,000株	2.4%
市野澄恵	121,500株	2.3%
テイン従業員持株会	63,940株	1.2%
山田一元	60,000株	1.1%

（注） 持株比率は、自己株式（1,458,588株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	市 野　　諮	経理担当
代表取締役専務	藤 本 吉 郎	営業、国内各営業所、製造担当 TEIN U.S.A., INC. 取締役社長 TEIN UK LIMITED 取締役社長 天御香港有限公司 董事長 天御減振器制造（江蘇）有限公司 董事長
取締役	那 須 賢 司	管理担当
取締役	武 井 共 夫	市民総合法律事務所　所長
取締役	古 林　　泰	海外特任担当 天御遠東国際貿易（北京）有限公司 董事長
取締役	後 藤 浩 昭	開発、生産管理、品質保証担当
常勤監査役	三 宅 良 明	
監査役	奥 川 貞 夫	
監査役	原　　真 志	原公認会計士事務所　所長

（注）1. 取締役武井共夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三宅良明氏、奥川貞夫氏および原真志氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原真志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役武井共夫氏および監査役奥川貞夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は取締役武井共夫氏および各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役６名108,499千円(うち社外１名 3,000千円)
監査役３名 10,200千円(うち社外３名10,200千円)

(注) 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,899千円（取締役11,299千円、監査役600千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役武井共夫氏は、市民総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役原真志氏は、原公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ．当期における主な活動状況

氏　　名	活　動　状　況
取締役　武　井　共　夫	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。
監査役　三　宅　良　明	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主にコンプライアンス等の知見から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議長として適正な議事進行をおこなうとともに、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

氏　　名	活　動　状　況
監査役　奥　川　貞　夫	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を生かして、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役　原　　真　志	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

（注）　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が９回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

16,900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

会社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

16,900千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性その他について総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行の具体性および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証をおこなった上で、会計監査人の報酬の額等について同意の判断をいたしました。

(7) 会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は平成27年12月22日付けで金融庁より平成28年１月１日から３ヶ月間の業務の停止処分を受けております。

その後平成28年１月29日に処分内容を踏まえた業務改善計画を同庁に提出し、その内容について当社も報告を受けておりますが、当社では同法人の業務改善計画を慎重に検討し、その内容が今回の一連の処分等を踏まえ適切なものになっていたことから、再発防止に有効であると判断し再任することといたしました。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、会社法に定める善管注意義務、忠実義務に則り職務を執行する。

・社会の一員として遵守すべき事項を定めた企業倫理基準を定め、これを行動規範として職務を遂行する。

・社内における法令順守に反する問題や不正行為等の把握に努めるため、内部通報の窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る議事録、稟議決裁書類、その他の文書等の情報については、法令ならびに当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により適切に保存および管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・経営に重大な影響を与えるリスクに対しては、危機管理規程、個人情報管理規程、その他の関連諸規程に従い管理して損失の早期発見、未然防止あるいは拡大防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・効率的な職務執行を確保するため、職務権限規程により取締役と使用人の職務の権限等を定めるほか、取締役会および経営企画会議を毎月１回の定時または必要に応じて臨時で開催し、業務執行において共有すべき情報の交換をおこなう。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社グループは、企業理念および企業倫理基準、ならびに金融商品取引法に基づく内部統制、または情報ネットワーク等をグループ全体で共有し、相互の緊密な連携を図ると共に、海外子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体

制を推進する。
・当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受ける。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

・経理についての規程を適切に整備・運用し、法令および会計基準に従って適正な会計処理をおこなう。
・金融商品取引法の定めに従い健全な内部統制環境の保持に努めるとともに、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役会が監査役の職務を補助する使用人を求めた場合には、監査役会と協議の上で必要な人員を配置する。
・監査役の職務を補助する使用人を配置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関しては事前に監査役と協議の上で決定する。
・当該使用人は、監査役から特段の指揮命令があった場合は、これに従わなければならない。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社グループの、取締役および使用人は、会社の業務や財務に重大な影響を及ぼす事実またはその恐れのある事実、あるいは重大な法令または定款違反もしくは不正行為の事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。
・当社グループは、上記の報告をおこなった取締役および使用人に対して、当該報告をおこなったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

・内部監査室は、監査計画、実施状況、結果等について定期的あるいは随時に監査役に報告する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務の執行において必要な費用の前払い等の請求をしたときは、その適正性や妥当性に十分留意の上で速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、意見を陳述するほか、経営企画会議その他重要な会議に出席し、意見を陳述することができる。
・監査役は、重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類を閲覧および調査し、必要に応じて取締役または使用人に対し説明を求めることができる。
・代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的あるいは随時に監査役と意見交換をおこなう。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

・当社グループは企業倫理基準において、「テインに属する全ての者は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、また不当な要求に際しては毅然とした態度で臨む。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取組む。
・普段より、管轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図り、反社会的勢力の排除に向けた社会的責任、および自社防衛の重要性を十分に理解し、これらとの関係を断絶した業務を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営成績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。また取締役会議事録、稟議書等は規程に基づき適切に保管し、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

・経営企画会議を監査役も出席して12回開催し、執行業務のうち重要事項について情報の共有化を図るとともに組織的な意思決定をおこない、経営に重大な影響を及ぼすリスクの有無、早期発見、未然防止に努めております。また、定期的に海外子会社の現地責任者も出席し、各子会社の重要な職務執行の報告を受け、その確認をおこなっております。

・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、実施計画に基づき内部監査室がコンプライアンス体制を含む内部統制評価を実施しております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示をおこなうことにより適正性の確保を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,633,564	流動負債	664,043
現金及び預金	284,269	買掛金	222,500
売掛金	447,352	１年内返済予定の長期借入金	108,508
商品及び製品	538,522	未払金	87,445
仕掛品	64,275	未払費用	153,522
原材料及び貯蔵品	132,936	未払法人税等	81,907
前渡金	69	前受金	4,017
前払費用	4,250	預り金	6,141
繰延税金資産	32,452	固定負債	1,813,133
その他	129,434	長期借入金	1,390,180
固定資産	3,731,147	退職給付引当金	161,074
有形固定資産	1,846,621	役員退職慰労引当金	212,529
建物	514,068	長期預り保証金	49,350
構築物	34,680	負債合計	2,477,176
機械及び装置	192,407	（純資産の部）	
車両及び運搬具	10,852	株主資本	2,887,535
工具、器具及び備品	17,530	資本金	217,556
土地	1,070,533	資本剰余金	215,746
建設仮勘定	6,547	資本準備金	215,746
無形固定資産	4,644	利益剰余金	2,927,738
ソフトウェア	1,879	利益準備金	33,884
その他	2,765	その他利益剰余金	2,893,854
投資その他の資産	1,879,881	別途積立金	2,400,000
関係会社株式	193,586	繰越利益剰余金	493,854
関係会社出資金	996,693	自己株式	△ 473,505
関係会社長期貸付金	449,604	純資産合計	2,887,535
長期前払費用	592		
繰延税金資産	20,548		
その他	218,856		
資産合計	5,364,712	負債純資産合計	5,364,712

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		**3,587,598**
売　上　原　価		**2,554,506**
売　上　総　利　益		**1,033,092**
販売費及び一般管理費		834,781
営　業　利　益		**198,311**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	26,276	
受　取　配　当　金	26,302	
助　成　金　収　入	14,867	
受取ロイヤリティー	17,708	
そ　の　他	12,628	97,781
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	10,041	
為　替　差　損	24,391	
そ　の　他	4,601	39,034
経　常　利　益		**257,059**
特　別　利　益		
固定資産売却益	1,274	1,274
特　別　損　失		
固定資産売却損	209	
固定資産除却損	4,534	4,743
税引前当期純利益		**253,590**
法人税、住民税及び事業税	98,343	
法人税等調整額	△21,907	76,436
当　期　純　利　益		**177,153**

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	217,556	215,746	215,746	33,884	1,950,000	829,024	2,812,909
当期変動額							
剰余金の配当						△ 62,324	△ 62,324
当期純利益						177,153	177,153
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					450,000	△450,000	
当期変動額合計	－	－	－	－	450,000	△335,170	114,829
当期末残高	217,556	215,746	215,746	33,884	2,400,000	493,854	2,927,738

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△473,469	2,772,742	2,772,742
当期変動額			
剰余金の配当		△ 62,324	△ 62,324
当期純利益		177,153	177,153
自己株式の取得	△ 36	△ 36	△ 36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－
当期変動額合計	△ 36	114,792	114,792
当期末残高	△473,505	2,887,535	2,887,535

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1．資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（ただし、建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降取得の建物附属設備および構築物については定額法）

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

長期前払費用……定額法

3．引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

④　ヘッジ有効性評価方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

5．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,194千円増加しております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において独立掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」（4,123千円）は、重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保資産の内容およびその金額

建物	514,002千円
土地	1,070,533千円

(2) 担保に係る債務の金額

１年内返済予定の長期借入金	81,718千円
長期借入金	1,184,830千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,368,860千円

3．保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証をおこなっております。

天御減振器制造（江蘇）有限公司	54,722千円

4．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	241,354千円
短期金銭債務	52,189千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	832,617千円
営業費用	659,418千円
営業取引以外の取引高	69,338千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　6,652,250株

2．当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　1,458,588株

3．当事業年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,324	12.00	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,323	12.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与	22,426千円
役員退職慰労引当金	64,396千円
退職給付引当金	48,805千円
長期貸付金	20,146千円
その他	24,042千円
繰延税金資産小計	179,817千円
評価性引当額	△126,816千円
繰延税金資産合計	53,001千円
繰延税金資産の純額	53,001千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、業績計画や設備投資計画等に必要な資金を確保しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引はおこなわない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにその管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、取引先

ごとに期日管理および残高管理をおこなうとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	284,269千円	284,269千円	－
(2) 売掛金	447,352千円	447,352千円	－
(3) 関係会社長期貸付金 ※1	463,107千円	488,811千円	25,703千円
資産計	1,194,729千円	1,220,433千円	25,703千円
(4) 買掛金	222,500千円	222,500千円	－
(5) 長期借入金 ※2	1,498,688千円	1,507,055千円	8,367千円
負債計	1,721,188千円	1,729,556千円	8,367千円

※１　１年内回収予定の関係会社長期貸付金も含めております。

※２　１年内返済予定の長期借入金も含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期貸付金

一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借り入れをおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れをおこなった場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式　193,586千円
関係会社出資金　996,693千円
上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表に含めておりません。

持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、損益および利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TEIN U.S.A., INC.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	556,124	売掛金	58,248
子会社	天御減振器制造（江蘇）有限公司	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	債務保証（注3）	54,722	―	―
				資金の貸付	―	関係会社短期貸付金	2,673
						関係会社長期貸付金	449,604
				受取利息	24,933	未収入金	62,590
				受取ロイヤリティー	17,708		
子会社	宿遷天野貿易有限公司	所有 間接 100%	原材料等の調達 役員の兼任	原材料等の調達	693,864	買掛金	51,429

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格その他の取引条件は、市場価格などを勘案して決定しております。

（注２）資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。
なお担保は受け入れておりません。

（注３）天御減振器制造（江蘇）有限公司の銀行借入（54,722千円）につき、債務保証をおこなったものです。
なお保証料は受け入れておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　555円97銭
２．１株当たり当期純利益　34円10銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

株式会社テイン
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小野木　幹　久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テインの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から、金融庁の行政処分を受けて提出した業務改善計画の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

株式会社テイン監査役会

常勤監査役　三　宅　良　明　㊞

監　査　役　奥　川　貞　夫　㊞

監　査　役　原　　真　志　㊞

（注）常勤監査役三宅良明、監査役奥川貞夫及び監査役原真志は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年１回期末に配分することとし、各期の連結業績、配当性向および内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株あたり普通配当５円に、当期の業績結果を踏まえ、特別配当の７円を加えて、合計12円とさせていただきたいと存じます。

これにより期末配当金の総額は、62,323,944円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（６名）は任期満了となりますので、新たに取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いちの　はかる 市野　諮 (昭和31年９月12日生)	昭和60年２月　当社入社 当社代表取締役社長（現任） 〔担当〕 経理	992,200株
2	ふじもと　よしお 藤本吉郎 (昭和35年１月29日生)	昭和60年８月　当社入社 平成13年８月　TEIN U.S.A., INC. 取締役社長（現任） 平成20年４月　天御香港有限公司 董事長（現任） 平成22年10月　TEIN UK LIMITED 取締役社長（現任） 平成25年11月　天御減振器制造（江蘇）有限公司 董事長（現任） 平成27年６月　当社代表取締役専務（現任） 〔担当〕 営業、国内各営業所、製造	554,500株
3	なすけんじ 那須賢司 (昭和38年４月18日生)	平成３年４月　当社入社 平成10年６月　当社取締役（現任） 〔担当〕 管理	18,110株
4	たけいともお 武井共夫 (昭和29年３月４日生)	昭和56年４月　弁護士登録 平成13年６月　当社入社 当社取締役（現任） 市民総合法律事務所 所長	9,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	ふるばやし　やすし 古林　泰 (昭和36年6月15日生)	平成17年1月　当社入社 平成27年6月　当社取締役（現任） 平成27年6月　天御遠東国際貿易（北京）有限公司 董事長（現任） 〔担当〕 海外特任	13,900株
6	ごとうひろあき 後藤浩昭 (昭和48年3月1日生)	平成9年4月　当社入社 平成28年6月　当社取締役（現任） 〔担当〕 開発、生産管理、品質保証	12,500株

(注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 候補者武井共夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. 武井共夫氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが弁護士であり、当社の経営全般にわたって法令遵守の観点から的確な助言をいただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、16年であります。

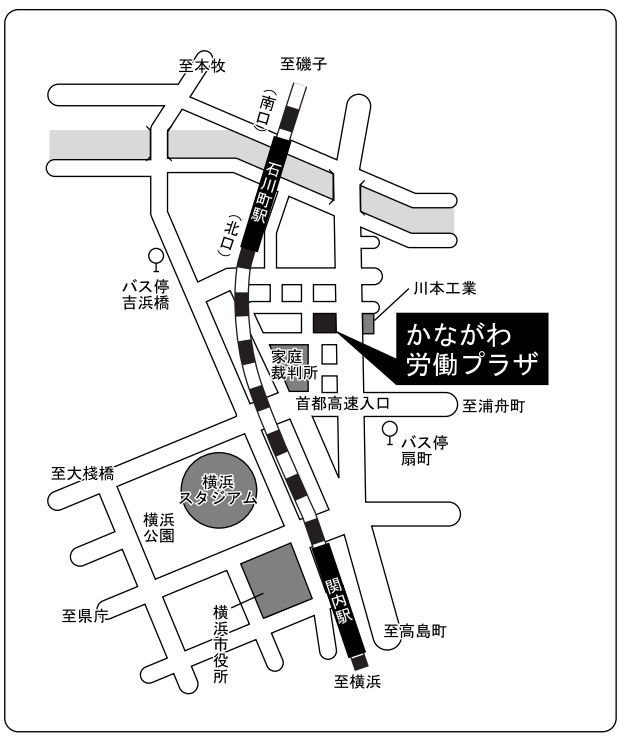
4. 当社は、武井共夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は武井共夫氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は、武井共夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tein.co.jp/ir.html）に掲載しております。

以　上

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区寿町１丁目４番地
神奈川県立かながわ労働プラザ　４階　第３会議室



交通　JR根岸線・石川町駅北口から徒歩３分です。

会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。